

認定こども園 千厩小羊幼稚園・千厩こひつじ園

重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 愛泉学園
所 在 地	〒029-0803 岩手県一関市千厩町千厩字北方130-2
電話番号	0191-52-5244
代表者氏名	理事長 堀 秀子

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型 認定こども園
施設の名称	認定こども園 千厩小羊幼稚園・千厩こひつじ園
施設の所在地	〒029-0803 岩手県一関市千厩町千厩字北方130-2
連絡先	電話番号 0191-52-5244 FAX 0191-52-5841
管理者	園長 堀 秀子
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利用定員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 72名 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 15名 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする乳幼児 30名
開設年月日	昭和30年4月 日本基督教団千厩教会「週間教会学校幼児科」 開設 昭和57年4月 学校法人愛泉学園 千厩小羊幼稚園開園 平成20年9月 認定こども園「幼稚園型」(認可外保育施設) 認定 平成22年5月 保育園設置認可取得(千厩こひつじ園) 平成22年6月 認定こども園「幼保連携型」に変更

3 施設の目的・運営方針

千厩小羊幼稚園・千厩こひつじ園(以下「当園」という。)は、キリスト教教育による人格形成を目標として幼い時から神のご愛に生かされ、人を愛する者を育てるための建学精神をモットーに、以下の運営方針に基づき、幼児教育・保育を一体的に提供します。

<幼児像>

幼児の与えられている可能性は計り知れないものがあります。その人格形成は一朝一夕でなるものではありませんが、その基礎をつくり、その充実発展を期待しながら心身共に健康で心豊かなたくましい人間づくりをめざし、次の幼児像を設定して園、地域ぐるみで取り組むようにしています。

1. 神を愛し、人々を愛する子ども
2. 自分のことは自分でする子ども
3. 友だちと仲良く遊べる子ども
4. 物を創り出す子ども

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	5 5 4 0 . 9 6 m ²
	園庭	1, 536 m ²
園舎	構造	鉄骨造平屋建て 一部2階
	延べ面積	1, 147. 02 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	エンジェル組 (0 歳児)
ほふく室	1 室	コアラ組 (1 歳児)
保育室	5 室	・ラビット組 (2 歳児) ・ひよこ B 組 (満 3 歳児) ・ひよこ A 組 (3 歳児) ・こぼと組 (4 歳児) ・こひつじ組 (5 歳児)
遊戯室 (ホール)	1 室	
調理室	1 室	
その他	6 室	園長室、事務室、図書室、掃除用具庫、教材室、会議室

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備 考
園長	1	1		
統括・教務主任 (事務)	2	2		
主幹保育教諭	1	1		
保育教諭	1 0	1 0	1	

<各職種の勤務体系>

職 種	勤 務 体 系
園長	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
統括・教務主任（事務）	正規の勤務時間帯（７：３０～１８：３０）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（７：３０～１８：３０）
保育教諭	正規の勤務時間帯（７：３０～１８：３０）

*ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

*勤務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、 2号認定以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日 夏休み（7月20日から8月19日） 冬休み（12月20日から翌1月19日） 春休み（3月21日から4月5日） ※注
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち 保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

(※注) 土曜日、夏休み、冬休み、春休みでも、保育が必要な場合は一時預かり事業（幼稚園型）を利用することもできますので申し込みください。（ただし、日曜日、祝祭日は利用できません。）

7 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間	9時00分～14時00分※1
2号認定子ども	保育標準時間（最大11時間）	7時30分～18時30分
3号認定子ども	保育短時間（最大8時間）	8時30分～16時30分※2

※1・・・ 7時30分から9時00分と14時から18時30分の保育を必要とされ

る場合は、一時預かり事業（幼稚園型）を利用することもできますのでお申し込み下さい。

一時預かり事業（幼稚園型）の利用料金については、通常の保育料の他に別途利用料が必要となります。

※2・・・8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分及び16時30分から18時30分までの範囲内で延長保育事業を提供いたします。

8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0～2歳児	10時00分頃	11時頃	15時頃	
3～5歳児		11時30分頃	15時30分頃	

*献立表は毎月別途お知らせします。

*食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(3) 一時預かり事業（一般型）

乳幼児が家庭で保育を受けることが一時的に困難になった場合、その申込みにより一時預かり事業を提供いたします。

(4) 一時預かり事業（幼稚園型）

1号認定子どもである園児が、利用可能時間（9時00分～14時00分）を超えて保育を必要とする場合に、7時30分から9時00分及び14時00分から18時30分までの範囲内で一時預かり事業（幼稚園型）を提供いたします。

(5) 延長保育事業

3号認定子どもが、保育提供時間以降でやむを得ない理由のより保育が必要な場合は、7時30分から8時30分及び16時30分から18時30分までの範囲内で延長保育事業を提供いたします。（延長保育事業の実施に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。（口座振替）

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料についてのほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払いについては、別途お知らせします。

1 0 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には幼児教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2項又は第3号の規程により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 1 委託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	千厩ひかりクリニック
医院長名	岩本 浩之
所在地	一関市千厩町千厩字石堂13-12
電話番号	0191-51-1156

(2) 歯科

医療機関の名称	畠山歯科医院
医院長名	畠山 康人
所在地	一関市千厩町千厩字構井田64-13
電話番号	0191-52-2250

(3) 薬剤師

氏名	白石 恵一
所在地	一関市千厩町千厩字町37

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。（別紙に記入のうえ提出願います。）

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・ 責任者 園長 堀 秀子	・ 窓口担当者 統括主任 三浦 静子
	・ ご利用時間 8時30分～17時00分	
	・ 電話番号 0191-52-5244	
	FAX 0191-52-5841	
	・ 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出下さい。	
第三者委員	加藤 勝彦 TEL 0191-53-2772	菊池 美津子 TEL 0191-52-2053

* 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。		
防災設備	・ 自動火災報知機 有	・ 誘導灯 有	
	・ ガス漏れ報知器 有	・ 非常警報装置 有	
	・ 非常用電源 有	・ スプリンクラー 有	
	・ その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有		
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、毎月1回以上実施します。		

1.5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター	岩手県学校安全互助会共済	保育園賠償責任 保険
保険の内容	災害共済給付	災害共済給付	保育園児団体傷害 保険
保険金額	満3歳以上 295円	満3歳以上 150円	0歳から2歳 園負担

* 上記金額については、多少変更になることがあります。

1.6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
政治活動 営利活動	当園利用者内での政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における幼児教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基き重要事項の説明を行いました。

学校法人 愛泉学園 認定こども園千厩小羊幼稚園・千厩こひつじ園
園長 堀 秀子
(公印省略)

別表

・経費について

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（特定負担額・実費）

項目	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
入園料（施設環境整備費）	27,000円		
入園検定料（入園受入準備費）	3,000円		
施設維持費	月額 3,000円		
新学期用品代（4月のみ）	約3,000円	約3,000円	
給食・牛乳代	月額 3,360円		
スクールバス協力費	利用者のみ		
日本スポーツ振興センター	295円	295円	
岩手県学校安全互助会	150円	150円	

*スクールバス利用協力費は、市営バスの定期券ほどです。利用希望の方は、お申込み下さい。

2 利用者のみ対象となるもの

（1）一時預かり事業（幼稚園型）に係る利用者負担金（1号認定子どものみ）

月額・・・8,500円（おやつ代含）10日以上利用の場合

日額・・・500円（おやつ代含）1日から9日までの利用の場合

（2）一時預かり時業（一般型）に係る利用者負担・

日額・・・2,500円

（3）時間外保育に係る利用者負担金

（2号認定及び3号認定子どもの短時間保育該当者）

利用時間区分	月額	日額
1時間まで	2,000円	400円
1時間半まで	3,000円	600円
2時間まで	4,000円	800円

同 意 書

学校法人 愛泉学園 認定こども園
千厩小羊幼稚園・千厩こひつじ園
園 長 堀 秀子 様

私は、本書面に基いて、学校法人 愛泉学園 認定こども園 千厩小羊幼稚園・千厩こひつじ園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

緊急連絡先

組 園児名

園児のかかりつけ医療機関	医療機関名 診療科 主治医 所在地 電話番号
緊急連絡先①父 氏名	電話番号（自宅） （携帯） 勤務先 住所 TEL
緊急連絡先②母 氏名	電話番号（自宅） （携帯） 勤務先 住所 TEL
緊急連絡先③ 氏名	電話番号（自宅） （携帯） 勤務先 住所 電話

個人情報につき、必要な時以外には使用いたしません。

平成27年度 学校評価

平成27年8月1日

評価 【A：達成されている B：やや達成されている C：取り組まれているが成果が十分でない D：取り組みが不十分である】

・父母の会 匿名

評価項目	具体的な取り組みと主な活動	評価	今後の課題・改善方法
①教育課程の編成と実践			
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領の内容を理解し、幼児の実態を踏まえた教育課程の改善 ・幼児の発達を捉え、幼児の実態に基づく立案実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育目標「1. 神を愛し人々を愛することも 2. 自分のことは自分ですることも 3. 友だちと仲良く遊べることも 4. 物を創り出すことも」の設定と実践 <li style="padding-left: 20px;">* 異年齢活動の推進 <li style="padding-left: 20px;">* 学年間の連携保育 ・社会の動きに対応した教育課程の見直し ・行事のねらいを明確にした保育計画の作成 ・年間計画の見直し 	A	
②保育・教育指導			
<ul style="list-style-type: none"> ・環境を通して行う保育・教育の実践 ・一人ひとりの発達の特性に応じた指導 ・幼児の主体的な活動の尊重 ・幼児との信頼関係の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・園生活全般にわたる機会を捉えた基本的生活習慣の定着をはかる。 ・発達を捉えた計画的、総合的な指導をし、遊びを中心とした体験的な保育内容の実践 	A	

	<ul style="list-style-type: none"> *体験的保育（花の日、勤労感謝職場慰問、地域の行事への参加、様々な人との交流） ・自分の考えを表現する取り組み ・生命を尊重するような飼育、栽培を取り入れた保育 <ul style="list-style-type: none"> *小動物の飼育、畑での野菜作り、花の栽培、花壇の整備 *園外散歩、お世話係当番、畑の野菜収穫 ・異年齢保育の充実による仲間作りの取り組み ・食育推進 	A	
③研究・研修			
<ul style="list-style-type: none"> ・保育研究の継続的な実施など指導改善の取り組み ・園内外の研修に積極的に参加することによる教育の資質向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・園内研修、適切な研究テーマの設定 <ul style="list-style-type: none"> *毎日の職員による反省会や翌日の保育計画、改善対策などの話し合いによる共通理解 ・県や市、教育機関が実施する研修会や幼小連絡会への積極的な参加や資料の共有活動 <ul style="list-style-type: none"> *研修会報告会や資料配布 *免許更新、資格などの取得 *キリスト教保育連盟、岩私幼連、県南地区等々研修会への参加 	A	
④安全管理			

<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の安全点検を定期的に行い、危険の早期発見・早期対応 ・幼稚園安全計画、防災計画の立案 ・危機管理体制の整備 ・家庭への情報提供、連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練（火災、地震） ・緊急時の連絡網作成、緊急時持ち出し書類等の確保 <ul style="list-style-type: none"> *消防署指導参加による避難訓練 ・防犯時マニュアル計画作成、防犯訓練 <ul style="list-style-type: none"> *セキュリティの強化による園児の安全確保 ・事故等緊急事態発生時の対応マニュアル作成 <ul style="list-style-type: none"> *災害時、緊急事態発生時の連絡に活用 *水難、防犯、交通安全等の情報提供 ・バス通園連絡ルート作成 ・家庭への事故防止の啓発、連絡の促進 	B	<p>実際の緊急時の避難場所や通路を園児が見てもわかりやすく表示したらどうか。</p>
⑤保健管理			
<ul style="list-style-type: none"> ・幼児の健康にかかわる年間指導計画の作成、実施 ・健康診断の定期的な実施と幼児の健康状況の把握、対応 ・家庭、医療機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的生活習慣の確保 <ul style="list-style-type: none"> *身体測定、衛生検査（ハンカチ、ティッシュ、つめ、歯磨き、食事、靴など） ・日々の健康観察 ・内科、歯科検診等の健康診断の実施と情報提供 <ul style="list-style-type: none"> *内科、歯科検診の結果報告、治療推進 ・健康管理、疾病予防などの啓発 ・環境衛生の管理 <ul style="list-style-type: none"> *生活、手洗い、歯磨き、うがい、排泄などの指導 	D	<p>感染対策として加湿器の導入や園児が使用するコップをみんな同じ所に保管しない方が良いのではないか。</p>
⑥保護者・地域との連携			
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域との連携を深めた共通の教育目標 ・家庭教育力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の教育力の向上を促す <ul style="list-style-type: none"> *保育参観、個人面談 		

<ul style="list-style-type: none"> ・開かれた園づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域、関係機関への情報発信 <ul style="list-style-type: none"> *園だより、クラスだより発信 ・地域の様々な人々との交流、行事参加 <ul style="list-style-type: none"> *未就園児の親子参加の子育て支援「パンダグループ」開催 ・幼、小、中、高等学校との職場体験訪問と交流会の開催 <ul style="list-style-type: none"> *職場慰問、特養老人ホームでの交流、地区敬老会、チャリティショー参加等 	B	<p>口頭のみではなく、風邪や感染する症状が流行している際は、注意を促す文書伝達が必要ではないか。</p>
<p>⑦特別支援教育</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・組織的な特別支援、教育体制の整備 ・個に応じた指導、援助の充実 ・家庭との連携 ・専門機関、教育機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・園内研修ほ実施 <ul style="list-style-type: none"> *療育センター、小学校、教育委員会との連携 ・特別支援を必要としている園児に対する職員の理解と支援 ・個別支援の指導計画、教育支援体制の整備 ・保護者とのコミュニケーションを密にし、協力体制での支援（家庭との連携） <ul style="list-style-type: none"> *個人面談、家庭訪問の実施をし、保護者の思いを尊重した細やかな支援 ・専門機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> *専門機関、園、保護者を交えての情報交換をし、支援体制を深める。 	A	
<p>⑧子育て支援教育</p>			

<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育の園での過ごし方の整備 ・幼稚園の教育力を地域で活かす ・子育ての仲間づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育を実施し、保護者の要望に合わせた支援連携 <ul style="list-style-type: none"> *預かり保育時間 平日 14:00~18:00 長期休業時 7:30~18:00 土曜 7:30~18:00 ・預かり保育内容の充実（教育課程との連携） ・未就園児の親子参加開催「パンダグループ」 *未就園児、在園児との交流行事の参加 	A	
⑨施設設備			
<ul style="list-style-type: none"> ・教育環境の整備 ・施設・設備の効果的な利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> *遊具の安全点検 ・園内外の清掃、整頓などの環境整備 ・指定業者による定期点検の実施 <ul style="list-style-type: none"> *ボイラー、防災機器、水道、電機関係、浄化槽などの定期点検 *給水タンクの水質検査 *セキュリティの強化（警備会社による24時間体制の警備、防犯カメラの設置） 	C	<p>園庭に石が多く、危険であり、様々な物品を保管している所（石灰等）は園児にとって危険であり、対応が必要ではないか。</p>

平成27年度 学校評価

平成27年8月2日

評価 【A：達成されている B：やや達成されている C：取り組まれているが成果が十分でない D：取り組みが不十分である】

・父母の会 匿名

評価項目	具体的な取り組みと主な活動	評価	今後の課題・改善方法
①教育課程の編成と実践			
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領の内容を理解し、幼児の実態を踏まえた教育課程の改善 ・幼児の発達を捉え、幼児の実態に基づく立案実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育目標「1. 神を愛し人々を愛することも 2. 自分のことは自分ですることも 3. 友だちと仲良く遊べることも 4. 物を創り出すことも」の設定と実践 <li style="margin-left: 40px;">* 異年齢活動の推進 <li style="margin-left: 40px;">* 学年間の連携保育 ・社会の動きに対応した教育課程の見直し ・行事のねらいを明確にした保育計画の作成 ・年間計画の見直し 	A	
②保育・教育指導			
<ul style="list-style-type: none"> ・環境を通して行う保育・教育の実践 ・一人ひとりの発達の特性に応じた指導 ・幼児の主体的な活動の尊重 ・幼児との信頼関係の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・園生活全般にわたる機会を捉えた基本的生活習慣の定着をはかる。 ・発達を捉えた計画的、総合的な指導をし、遊びを中心とした体験的な保育内容の実践 	B	お昼寝の時間を明確に実践した方がよい。→⑧にも同じ

	<ul style="list-style-type: none"> *体験的保育（花の日、勤労感謝職場慰問、地域の行事への参加、様々な人との交流） ・自分の考えを表現する取り組み ・生命を尊重するような飼育、栽培を取り入れた保育 <ul style="list-style-type: none"> *小動物の飼育、畑での野菜作り、花の栽培、花壇の整備 *園外散歩、お世話係当番、畑の野菜収穫 ・異年齢保育の充実による仲間作りの取り組み ・食育推進 		<p>特に年長ですが園でどの程度、教育をしているか、家庭に情報を連絡したら良いのではないか。</p>
<p>③研究・研修</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・保育研究の継続的な実施など指導改善の取り組み ・園内外の研修に積極的に参加することによる教育の資質向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・園内研修、適切な研究テーマの設定 <ul style="list-style-type: none"> *毎日の職員による反省会や翌日の保育計画、改善対策などの話し合いによる共通理解 ・県や市、教育機関が実施する研修会や幼小連絡会への積極的な参加や資料の共有活動 <ul style="list-style-type: none"> *研修会報告会や資料配布 *免許更新、資格などの取得 *キリスト教保育連盟、岩私幼連、県南地区等々研修会への参加 	<p>A</p>	
<p>④安全管理</p>			

<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の安全点検を定期的に行い、危険の早期発見・早期対応 ・幼稚園安全計画、防災計画の立案 ・危機管理体制の整備 ・家庭への情報提供、連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練（火災、地震） ・緊急時の連絡網作成、緊急時持ち出し書類等の確保 <ul style="list-style-type: none"> *消防署指導参加による避難訓練 ・防犯時マニュアル計画作成、防犯訓練 <ul style="list-style-type: none"> *セキュリティの強化による園児の安全確保 ・事故等緊急事態発生時の対応マニュアル作成 <ul style="list-style-type: none"> *災害時、緊急事態発生時の連絡に活用 *水難、防犯、交通安全等の情報提供 ・バス通園連絡ルート作成 ・家庭への事故防止の啓発、連絡の促進 	A	
⑤保健管理			
<ul style="list-style-type: none"> ・幼児の健康にかかわる年間指導計画の作成、実施 ・健康診断の定期的な実施と幼児の健康状況の把握、対応 ・家庭、医療機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的生活習慣の確保 <ul style="list-style-type: none"> *身体測定、衛生検査（ハンカチ、ティッシュ、つめ、歯磨き、食事、靴など） ・日々の健康観察 ・内科、歯科検診等の健康診断の実施と情報提供 <ul style="list-style-type: none"> *内科、歯科検診の結果報告、治療推進 ・健康管理、疾病予防などの啓発 ・環境衛生の管理 <ul style="list-style-type: none"> *生活、手洗い、歯磨き、うがい、排泄などの指導 	A	
⑥保護者・地域との連携			
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域との連携を深めた共通の教育目標 ・家庭教育力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の教育力の向上を促す <ul style="list-style-type: none"> *保育参観、個人面談 	A	

<ul style="list-style-type: none"> ・開かれた園づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域、関係機関への情報発信 <ul style="list-style-type: none"> *園だより、クラスだより発信 ・地域の様々な人々との交流、行事参加 <ul style="list-style-type: none"> *未就園児の親子参加の子育て支援「パンダグループ」開催 ・幼、小、中、高等学校との職場体験訪問と交流会の開催 <ul style="list-style-type: none"> *職場慰問、特養老人ホームでの交流、地区敬老会、チャリティショー参加等 	A	
⑦特別支援教育			
<ul style="list-style-type: none"> ・組織的な特別支援、教育体制の整備 ・個に応じた指導、援助の充実 ・家庭との連携 ・専門機関、教育機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・園内研修ほ実施 <ul style="list-style-type: none"> *療育センター、小学校、教育委員会との連携 ・特別支援を必要としている園児に対する職員の理解と支援 ・個別支援の指導計画、教育支援体制の整備 ・保護者とのコミュニケーションを密にし、協力体制での支援（家庭との連携） <ul style="list-style-type: none"> *個人面談、家庭訪問の実施をし、保護者の思いを尊重した細やかな支援 ・専門機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> *専門機関、園、保護者を交えての情報交換をし、支援体制を深める。 	A	
⑧子育て支援教育			

<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育の園での過ごし方の整備 ・幼稚園の教育力を地域で活かす ・子育ての仲間づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育を実施し、保護者の要望に合わせた支援連携 <ul style="list-style-type: none"> *預かり保育時間 平日 14:00~18:00 長期休業時 7:30~18:00 土曜 7:30~18:00 ・預かり保育内容の充実（教育課程との連携） ・未就園児の親子参加開催「パンダグループ」 *未就園児、在園児との交流行事の参加 	B	お昼寝の時間を明確に実践した方がよい。
⑨施設設備			
<ul style="list-style-type: none"> ・教育環境の整備 ・施設・設備の効果的な利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> *遊具の安全点検 ・園内外の清掃、整頓などの環境整備 ・指定業者による定期点検の実施 <ul style="list-style-type: none"> *ボイラー、防災機器、水道、電機関係、浄化槽などの定期点検 *給水タンクの水質検査 *セキュリティの強化（警備会社による24時間体制の警備、防犯カメラの設置） 	A	

